

平成22年第4回定例会

斑鳩町議会会議録

平成22年9月3日

午前9時00分 開議

於 斑鳩町議会議場

---

1, 出席議員 (14名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	吉野俊明
5番	伴吉晴	6番	紀良治
7番	嶋田善行	9番	中西和夫
10番	浦野圭司	11番	飯高昭二
12番	辻善次	13番	里川宜志子
14番	木澤正男	15番	木田守彦

---

1, 欠席議員 (0名)

---

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	藤原伸宏	係長	安藤容子
--------	------	----	------

---

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	池田善紀
教育長	栗本裕美	総務部長	清水建也
総務課長	乾善亮	総務課参事	吉田昌敬
企画財政課長	西川肇	税務課長	加藤恵三
住民生活部長	西本喜一	福祉課長	佐藤滋生
福祉課参事	清水修一	国保医療課長	西巻昭男
国保医療課参事	寺田良信	健康対策課長	西梶浩司
環境対策課長	栗本公生	都市建設部長	藤川岳志

建設課長	今 西 弘 至	観光産業課長	川 端 伸 和
都市整備課長	加 藤 保 幸	会計管理者	野 崎 一 也
教委総務課長	植 村 俊 彦	生涯学習課長	黒 崎 益 範
上下水道部長	谷 口 裕 司	上水道課長	清 水 孝 悦
下水道課長	上 田 俊 雄		

---

1, 議事日程

日程1. 一般質問

---

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

(午前9時00分 開議)

○議長（中西和夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名で全員出席であります。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、昨日に続きまして一般質問であります。順序に従い質問をお受けいたします。

初めに、11番、飯高議員の一般質問をお受けいたします。11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） では、ただいまより通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

1番目の子宮頸がん予防対策の推進についてであります。この質問につきましては、昨日同じような質疑がありまして、今年の3月定例会におきまして一般質問をさせていただいた経緯もございますので、重なる部分があるかとは思いますが、私の思いといたしましては、完結しておきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いを申し上げます。

さて、予防可能な病気で、毎年多くの方が命を落としていると言われる子宮頸がんは、20歳から30歳代の女性に多く見られる疾患で、ヒトパピローマウイルス、すなわちHPVの感染が原因で、約8割の女性が一生のうちに感染するといわれ、放置しておくのがんに進行するといわれております。日本で年間約1万5,000人が発症し、3,500人が亡くなると推計され、発症、死亡する女性の低年齢下が指摘されています。がん検診と予防ワクチン接種でほぼ100%防げるとのことです。日本でも、12歳の女性にワクチンを接種した場合、発症を年間約73%減らせるとの試算がされております。

国内で、昨年10月に厚生労働省がワクチンを承認され、12月に発売されましたが、接種費用が1回1万超で3回の接種が必要なことから、高額な負担軽減するための公費助成の実施をされている自治体がふえてきています。

また、厚生労働省におきましては、8月4日の参議院の予算委員会では、子宮頸がんを予防するワクチン接種の費用を来年度公費助成する方針を示されています。しかし、助成額や対象年齢などの詳細については明らかにされてはいませんが、来年度予算案に盛り込むようにいわれており、今後、女性特有のがん対策についての推進を拡大する方向になってきております。自治体においても、公費助成や住民への周知に加え、低年齢

化しているため、学校現場での教育も必要と考えます。

そこで、以上の要旨を踏まえまして2点についてお伺いいたします。

まず、①点目の子宮頸がんワクチンの公費助成についてであります。今、「子宮頸がんから女性の健康と命を守るための予防ワクチン公費助成を求める運動」が広がっております。がんを発症された方は、治療で命が助かっても、女性としての喪失感、再発の恐怖、また金銭的な負担など一生涯抱きかかえていかなければならない状況が続くとの声があります。このような状況にならないためにも、予防ワクチン接種が必要であります。しかし、子宮頸がんワクチンは任意接種のため、3回接種で約5万円の費用は全額自己負担となっており、また発症する女性の低年齢化が指摘される中、専門家の見解によりますと、11歳から14歳への接種が最も効果的と言われております。

今年の3月議会定例会の一般質問におきまして、女性の健康を守り、医療費の抑制などに効果的なことから予防ワクチンの公費助成について質問をさせていただきましたが、町としては一定の認識をしていただいておりますが、現在、各自治体で公費助成の拡大がされる中、町としても今後の現状を踏まえて調査、研究をするとの答弁をしていただいていたのですが、その後の取り組みと公費助成についてお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 子宮頸がんワクチンの公費助成についてでございます。

昨日の一般質問のお答えと重複する部分があるかとは思いますが、お許しをいただきたいと思っております。

質問者がおっしゃいましたように、本年3月定例会でご質問をいただきました時点では、平成22年度に子宮頸がんワクチン予防接種を公費により助成すると表明している主な自治体として、栃木県大田原市など12自治体を把握している旨ご報告をさせていただきました。その後、子宮頸がんや予防ワクチンについてのシンポジウム等が各地で開催をされ、またテレビでも特集が組まれるなど子宮頸がん予防に対する意識が高まってきており、現在では、公費助成を実施あるいは検討している自治体は約150カ所を超えております。

子宮頸がんワクチンは、若年者に増加している子宮頸がんに予防効果があるということで、ワクチン予防接種の公費助成が全国の各自治体で広まりつつあることは、本町も認識をしているところでございます。

また、国におきまして、来年度政府予算の中に、子宮頸がん予防事業としまして、予

算特別枠で約150億円を盛り込み要求する方針をうち出しておりますが、詳細についてはまだ何も示されていない状況でございます。

本町といたしまして、町医師会からも予防ワクチンに関するご意見も聞いており、今後、町医師会とも協議をしながら、また教育委員会等と連携し、学校での教育についても検討を図りながら、新年度からの一部助成実施に向けて前向きに取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今、部長からの答弁がございましたように、新年度から一部助成の実施に向けてということで前向きに取り組んでいただくということですが、その助成の対象者と対象年齢といたしますか、また助成金についてはどのように考えられているのか、お伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 助成の対象者、年齢及び助成金額につきましては、国や他の自治体の動向を見る中で検討してまいりたいと、このように考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 確かに国の助成も言われている中で明らかにされていないということで、その後に判断されると思うんですけども、実際、県内、その以外においても助成されているところがございます。その公費助成されている自治体、現時点においてどういうふう把握されているのか、お伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 子宮頸がんワクチンの県内の公費助成の状況につきましては、今現在把握しているところでは、三郷町が今年度10月から中学1年生から3年生を対象に全額助成、また平群町が同じく10月から中学3年生を対象に半額の助成を実施すると聞いております。平成21年度から天川村が15歳までを対象として全額助成を実施してきております。また、橿原市においては、来年度より公費助成を検討中であり、詳細については調整中とこのことを聞いております。現段階では、把握しているのは、今申し上げました4自治体でございます。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 県内においても徐々に進みつつあるという状況を、今、伺ったんですけども、助成額については、全額ないし半額助成とかいうことで、対象年齢につ

いても、自治体の財政の状況等ございますので、まちまちであるということでもあります。

先ほど申しましたように、やはり発症する女性の低年齢化が指摘されていると。また、専門家の見解によりますと、11歳から14歳の女兒へのワクチン接種が最も効果的と言われております。この範囲内で斑鳩町も検討していただければと思います。

また、国においては、市町村の実施する子宮頸がんワクチンの公費助成に対して、先ほど言いましたように、費用を、この間の国の厚生労働委員会ですか、予算概要として、3分の1ということでは明らかにはなってます。内容については明らかにはなってないんですけど、そういうことで、できれば、一部助成ということでは言われてましたが、今後そういった国の額がはっきりした上におきまして、町としては助成を3分の2をしていただいて、全体的に全額助成という形で検討していただきたいなど、これは私の要望でございますけれども、よろしくお願いを申し上げます。

次に、②番目の学校現場におけるがん教育の実施であります。子宮頸がんはワクチン接種と定期検診により予防出来る唯一のがんと言われており、特に効果の高い12歳への一斉接種と共に、教育現場において保護者への正確な情報や啓発を行うことが求められております。がんに対する正しい知識と周知が必要なことから、今後、がん教育が重要と考えます。特に女性の低年齢化が指摘されている中、ある地域では、小学校6年生を対象にがん教育の授業を実施されている地域もございます。がんに対する正しい知識を身につけることが必要です。今後、がん教育についてどのように取り組んでいけるのか、お伺いをいたします。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 子宮頸がんワクチン接種に係りますがん教育についてでございます。

日本産婦人科学会や日本小児科学会では、質問者もおっしゃいますように、11歳から14歳に接種すれば効果があるとされております。思春期を迎えるお子さんが女性として成長していく過程において、自分の健康についてきちんと理解出来るためのがん教育は必要であると考えております。特に、思春期におけます子宮がんについてや子宮頸がんワクチンについて正しく理解をしてもらうための教育は、重要であると認識をしているところであります。

今年度より助成事業を開始または予定している自治体の中には、子宮頸がん発症を効果的に予防していくため、接種対象者やその保護者等を対象に、産婦人科医師等による

講演会を開催したり、またチラシを配布する等、子宮頸がんやワクチン接種の啓発を行っているところでもあります。

昨今、子宮頸がんについては、メディアで様々に取り上げられており、本町の保護者の方々にも関心が高いと思われますことから、今年10月に町医師会のご協力によりまして、産婦人科医によります「子宮がん検診と子宮頸がん予防ワクチンについて」の講演会を保護者の方々を対象に予定をさせていただいております。

今後も引き続き、教育委員会、学校、保護者の方と連携をし、また町医師会のご協力も得ながら、子宮頸がん予防についての認識を深めていただけるよう啓発に努めてまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） ただいま答弁がございましたように、教育委員会、また保護者の方との連携をし、認識を深め、また今後啓発に努めるということは当然でございますけれども、また一方では、学校現場においてのがん教育を実施することが重要と考えますので、これについてはいかがでしょうか。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） がん教育について学校現場はどのように取り組んでいるのかということでございますが、現在、学校では、子宮頸がんの特化した授業を行っているということではございません。学習指導要領に基づきまして、保健体育の授業等におきまして、生活習慣病の予防、あるいは喫煙による肺がん、心臓病の危険性など、病気の予防に理解を深めるような学習を行っているところでございます。

一方、他の市町村では、子宮頸がんワクチン接種が小学校高学年から中学生の女子を対象に優先接種が進められていることから、それら生徒を対象にした講演会等を開催した中学校もあるというふう聞いてはおります。

町教育委員会といたしましては、児童生徒の理解を深めるに当たりまして、まずは保護者に理解を深めていただくことが必要ではないかというふうに考えております。先ほど西本部長が申しましたように、斑鳩町でも10月に保護者等を対象に講演会をすることでございます。また、同じ10月でございますが、県教委の方で教職員を対象にした子宮頸がんワクチンに関する研修会を開催する予定をされております。そうしたことを踏まえながら、学校現場でも、養護教諭をはじめ教職員のこの子宮頸がんワクチンに対する理解を深めていく、そういうことがまず先決であろうというふうに考えて

おります。また、こういう講演会を、今、予定されているわけでございます。この両講演会に、学校あるいはPTAの方々からの参加、あるいは保護者への参加の呼びかけ等々を進めながら、この子宮頸がんワクチンについての理解を深めていきたいというふうに考えているところでございます。そしてまた、保健センターとも連携しながら啓発活動にも努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 確かに、保護者の理解を深めるということは、これも大事なことであります。また、実際の対象者となる子どもたち、この病気や予防接種のことを知っておくことが必要になってきます。現に、ある自治体では、このがん教育を推進するに当たり、NPO法人などの団体の協力のもと、小学校6年生を対象にがん教育の授業を実施されております。がん細胞の出来る仕組み、また予防、治療法など易しい言葉を使いながら、またわかりやすく説明するなど、がんに対する正しい知識を身につけることが一方では重要かと考えます。今の教育長の答弁では、子どもに対して実際にどういった具体的に教育をしていくのかというのが答えがございませんでしたので、もう一回答弁をよろしく願いいたします。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 子どもたちに直接どんな教育をするのかということでございます。

自分がどんな病気をどのような方法で予防するのかということを知っておくということは、これは人間として大切なことであるというふうに考えております。一方、エイズや性感染症などにつきましては、中学校3年生の授業から取り上げられているのが現状でございます。これは学習指導要領の中で取り上げられている内容でございます。

子宮頸がんやその感染原因などについてどのように教えていくのか十分研究し、また適切な指導を適切な時期に実施をしなければならない、あるいはしていきたいというふうに考えているところでございます。現段階では授業の中で取り上げることが難しいと考えられておりますが、まず養護教諭や保健体育科の教諭をはじめ教職員が子宮頸がんについて研修を重ねて、その上で子どもたちへの対応を考えていく必要があるというふうに考えております。どのような方法がとり得るのか、学校や保健センターと連携を図りながら慎重に考えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。



○11番（飯高昭二君） 確かに、この子宮頸がんに対する内容というのは、子どもにとっては初めての内容となるかなと思います。そういう面では、ちょっと難しい面はございますけども、前向きに取り組んでいていただきたいと思います。今後、このワクチン接種の公費助成と、またがん教育、この実施をあわせてがん予防対策の強化の充実を推進していただくよう要望をしておきます。

次の2番目の質問に入らせていただきます。小児用肺炎球菌ワクチンについてでございますが、肺炎球菌は文字どおり肺炎の原因になる細菌です。しかし、それだけではありません。ほかに細菌性髄膜炎、敗血症、中耳炎といった病気を起こします。肺炎球菌は、実はそこらへんにたくさんあります。子どもの多くが、鼻の奥や気道に保菌をしています。保菌しているだけでは問題はありませんが、残念ながら小さい子どもは、肺炎球菌に対する抵抗力を持っていませんので、比較的簡単に肺炎球菌に感染をしてしまいます。風邪を引くと中耳炎になることがあります。これは、風邪によって粘膜の抵抗力が落ちることにより、耳で感染症を起こすためです。

このように、肺炎球菌は、耳で感染症を起こすと中耳炎に、肺に入り込んで肺炎に、血の中に入り込んで敗血症に、脳や脊髄を覆っている髄膜の中に入り込んで細菌性髄膜炎を発症します。これらの病気は、もちろんほかの細菌やウイルスが原因で起こることもありますが、いずれにしても肺炎球菌が原因となって、子どもの健康、命を奪う非常に怖い細菌です。

一方、肺炎球菌は、インフルエンザ菌b型（H i b）に次ぐ子どもの細菌性髄膜炎の原因となり、任意接種のため経済的負担の重さが懸念されております。子どもの命を守る大事な施策として、今、求められております。

そこで、以上の要旨を踏まえまして2点についてお伺いいたします。

まず、①点目の小児用肺炎球菌ワクチンの認識についてであります。当町では細菌性髄膜炎からの子どもの命を守るためH i bワクチンの助成が実施されており、ワクチン接種による重要性については認識をされていると思いますが、小児用肺炎球菌ワクチンの認識についてお伺いをいたします。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 肺炎球菌ワクチンの認識でございます。

肺炎球菌については、のどの粘膜に付着し体に入りますが、この菌に感染すると、子どもと大人とは病状が少し異なり、大人では肺炎になることが多い反面、子どもの場合

は髄膜炎や肺炎、このほか重い中耳炎や敗血症も引き起こすなど重症化を招くといわれております。

抵抗力の低い乳幼児、特に2歳以下では、脳を包む膜にこの菌がつくと細菌性髄膜炎を発症し、年間約200人が発症している状況であります。乳幼児の髄膜炎の発症では、生後6カ月から1歳までの子どもで約10%が亡くなり、約30～40%前後に発達・知能・運動障害などの後遺症が残るといわれております。

このような状況の中で、現在、小児用肺炎球菌ワクチンは、予防効果が高いワクチンとして世界の約100カ国で承認され、既に41カ国で定期予防接種に導入されており、欧米では2000年、平成12年ごろからこのワクチンを使用することで、細菌性髄膜炎にかかる子どもが激減しているということでございます。

日本でも今年の2月より接種出来るようになったことから、今後、このワクチンの普及により、欧米と同様、細菌性髄膜炎にかかる子どもが減ってくるのではないかと認識をしております。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今、部長が答弁されたそのとおりでございます。深く認識していただいていると私は感じました。

次に、②点目の小児用肺炎球菌ワクチンの公費助成について。これにつきましては、先ほども答弁ありましたように、今年の2月より接種が始まったばかりで、全国的には余り推進されていないというか広がってはおりませんが、今後、ワクチンの認識が深まる中、推進拡大がされていくのではないかと考えます。また、その重要性から必要ということで、ワクチンの公費助成についてどのように考えられているのか、お伺いをいたします。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 小児用肺炎球菌ワクチンの公費助成を実施している市町村が、全国では、今現在約10市町村あり、奈良県では天川村が実施をしております。

このワクチン接種につきましては、先ほど申しましたように、世界100カ国で承認をされており、日本では今年の2月に認可されたところでありますことから、公費助成について調査研究をしているところであります。お子さんを安心して産み育てるには必要なワクチンであると考えており、今後、調査研究の結果を踏まえ検討をしてみたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） ただいまの答弁にもありましたように、既に当町としては、この件に対しまして研究をされているということで、前向きにされているということでお聞きいたしまして、先ほど部長のこれに対する認識と共に、今後、前向きに検討をしていただきまして、早期に実現していただくよう要望をしておきます。

次の3番目の質問に入ります。高齢者の救急医療情報についてであります。今、高齢者の所在不明についての大きな社会問題が取りざたされております。その背景には、家族や地域関係の希薄化が指摘されております。このような中、行政の課題も浮き彫りになってきており、今回の問題を、高齢者に関する行政のあり方を見直す契機とすべきと考えます。また、高齢者世帯の孤立化防止を具体化していくための施策が、今後、非常に重要となってきております。

そこで、高齢者社会が進む中、高齢者の方が地域で健康で暮らせる環境が必要です。しかし、核家族化が進み、家族のきずなが薄らぎ、家族の事情により高齢者の独居がふえてきております。おひとり暮らしの生活は、たくさんの不安があり、特に健康については十分注意を払っていただく必要があります。しかしながら、高齢者の方にとっては、外出する機会が少ないため、外部との交流が乏しく、地域の情報が入らない場合があります。特に高齢者の医療情報については、十分把握しながら、健康の維持に努めることが必要であります。また、おひとり暮らしや家族のいないときに急病で倒れてしまった場合、救急車を呼ぶことまでは出来たとしても、その人がどんな病気歴、また持病、血液型、またはどんな薬を飲んでいるのか、緊急情報先等々の情報があれば、孤立化、孤独死等の問題の糸口になるのではないかと考えます。

そこで、以上の要旨を踏まえまして2点についてお伺いをいたします。

まず、①点目の高齢者の医療情報についてであります。町として高齢者の医療情報を把握することが、今後の高齢者の状況や生活の様子を見る上で重要と考えます。高齢者の医療情報の把握についてどのようにされているのか、お伺いをいたします。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 現在、高齢者の医療情報につきましては、2つの経路により把握をしております。まず、要支援・要介護認定をお持ちの高齢者の方につきましては、介護が必要になった原因疾患などが記載されております。主治医意見書により把握をしております。

次に、配食サービスや愛の訪問サービスなど高齢者福祉サービスについては、申し込み時の申請書に、サービス利用希望者の既往症とかかりつけ病院や緊急連絡先等を記入していただいております。これは配食時に不在だった場合に、来院しているかどうかをかかりつけ病院に問い合わせするなど、安否確認の際のサービス利用者の情報として活用をしているところであります。

また、災害時要援護者調査としまして、独居高齢者・高齢者のみ世帯、要介護認定者、障害者の方々に対しまして、郵送及び訪問調査により、かかりつけの医療機関名などを書いていただいております。大規模災害発生時には、医療情報として利用出来るものと考えております。以上です。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今、部長から答弁ありましたように、介護認定時、また訪問サービス等のときにおいて、医療情報については一定のところで把握されているとは思いますが、次に気になる高齢者の健康管理について、どのような事業を実施されているのか、お伺いしておきたいと思っております。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 高齢者の健康管理の事業でございます。

75歳以上の後期高齢者に対しまして、年1回の健康診査受診券を送付し、健診委託医療機関において健診を受けていただいております。また、脳ドック、胃がん、乳がん、子宮がん、大腸がん、前立腺がんなどの各種がん健診を実施しております。健診後は、結果通知と共に健康づくりに関するパンフレットを送付し、健康管理に役立てていただいております。さらに、必要に応じまして、健診で個別相談や保健指導を行う一方、健康教室へのご参加も呼びかけております。

健診を受けた高齢者の中で、約9割の方が何らかの病気があり、治療を受けている状況でもあり、かかりつけの医療機関を定期的に受診し健康管理をされている現状でもあります。しかし、健康に過ごされておられる高齢者の方々の中には、定期的に健診を受けて自己で健康管理をしておられる方もおられる状況でございます。

以上です。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 高齢者の方にとっては、健康管理というのは非常に重要となってきております。特に、定期的に健診を受けていただくということが理想ではございま

すが、しかし家庭の事情、個人の状況等によって出来ない場合があるとは思いますが、今後、健診を通じまして、一人でも多くの高齢者の方が健診を受けていただくよう啓発していただくようお願いをしておきます。

次に、②点目の救急医療情報キットの活用についてでございますが、今、高齢化に対する救急時の医療情報が注目を集めております。この救急医療情報キットは、先ほども申しましたように、持病や服用などの医療情報を容器に入れて冷蔵庫に保管する方法が全国的に広がっております。自宅で倒れるなど万一の際、迅速な救命活動に役立ててもらえることがねらいです。高齢化が進む中、地域住民の命を守るため、このような取り組みが、今、求められております。この救急医療情報キットの活用についてお伺いをいたします。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 救急医療情報キットの活用についての考え方ということですが、現在、斑鳩町におきましては、緊急時の通報手段が困難なひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の方々に対し緊急通報装置を設置し、高齢者の安心・安全の確保に努めているところでございます。

で、ご質問をいただいております救急医療情報キットの内容でございますが、医療情報を入れたキットを冷蔵庫に保管し、緊急通報時、駆けつけた救急隊員がその情報を生かし、迅速に適切な救急処置をするという仕組みになっております。

この救急医療情報キットは、救急隊員が現場で患者の持病や服薬、またかかりつけ医などの医療情報を確認することが出来ることで、適切で迅速な処置や緊急連絡先の親族などのいち早い協力も可能となることから、万一の備えとして有効であるという考えにより、東京都の港区や、また大田区等で導入をされているところではありますが、町といたしましては、その実施方法や効果などについて、今後、研究をしてまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 冒頭に申し上げましたように、おひとり暮らしの生活、たくさんの不安があり、高齢者を取り巻く環境が現在は非常に厳しくなる中、緊急時に高齢者を守るための手段として、この救急医療情報キットの活用は非常に有効であると考えますので、今後よく検討していただくようよろしくようお願いをしておきます。

次の4番目の質問に入ります。地籍調査の取り組みについてでございますが、地籍は、

人間と同じように土地にも戸籍があります。この地籍を確定するために必要な作業が地籍調査であります。我が国の地籍調査は1951年に開始されましたが、2007年末で、要調査面積のうち調査が終わったのは半分以下で、48%にとどまっております。特に人口が集中する都市部は20%、山林、原野などの山村部では41%で、出おくれが目立っております。また、都道府県ごとのばらつきも多く、進捗率が最高では沖縄県で99%に対し、最低の大阪府はわずか4%ということであります。地籍が未整備なため、所有者間の紛争、またまちづくり、災害復旧のおくれなど、住民生活に大きな影響があります。

このことから、国においては、今般、国土調査促進特別措置法と国土調査法の一部改正により、地籍調査の迅速化を図られようとしております。特に、今回の改正により、国と地方が一層の適切な役割分担のもと、民間の力を活用し、地籍調査の円滑かつ着実な実施を図るようされています。地籍調査の進捗は、実際に事業を受け持つ市町村の動向にかかっております。市町村が主体性を発揮することが、何よりも重要と考えます。

そこで、以上の要旨を踏まえまして2点についてお伺いをいたします。

まず、①点目の地籍調査の現状についてであります。先ほど申し上げましたように、地籍調査が全国的に進んでない状況にあることから、町の現状についてお伺いをいたします。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご質問いただきました地籍調査の現状についてということでございます。

地籍調査につきましては、一筆ごとの土地の境界、地籍等を明らかにいたしまして、土地取引の円滑化や土地資産の保全、災害復旧の迅速化、まちづくりの円滑な推進、さらには固定資産税の課税の適正化などその効果は多岐にわたると共に、土地取引等の際、隣人とのトラブル、あるいは公共事業におけます用地買収において、境界確定に多くの時間と費用を要すること、あるいは阪神淡路大震災の際に見られました災害復旧のおくれなど地籍調査を実施しない場合の問題など、地籍調査の有効性や重要性については認識をさせていただいているところでございます。

しかしながら、本町では、平成12年度から「第五次国土調査事業十箇年計画」に向け、地籍調査を実施していく上での現状の組織としての対応が可能なのか、また財政面からどれだけの負担が生じるのかなどを検討をするために、地籍調査を完了されました、

またあるいは実施中、あるいは休止中の県内各市町村に対しまして、事業の実施に伴います実態や実施状況の調査を行いまして、その結果といたしまして、地籍調査に取り組むに当たりますは、3人から5人程度の新たな組織を整備して実施しているところ、あるいは調査完了市町村では、境界が未確定のまま調査を終了したといった調査結果を得ていったところでございます。

また、調査費用につきましては補助事業の対象となりますが、職員の給料については単独での負担となります。

当時の本町は、地方分権への対応、介護保険制度の導入、都市基盤整備の促進といった多くの課題を抱えておりまして、財政状況を考える中で、職員総数を出来るだけ抑えるなどの対応をしていかなければならない状況にございました。地籍調査の有効性や重要性を認識しながらも、事業実施を見送った経緯がございます。

次に、平成22年度を初年度といたします「第六次国土調査事業十箇年計画」でございますが、平成22年4月1日に国土調査促進特別措置法及び国土調査法が改正をされましたことによりまして、当該計画が策定され、引き続き地籍調査費に係る国庫補助金が確保されると共に、国が実施する基本調査の範囲の拡充、国土調査の実施の委託対象が民間法人に拡大されるなど、法の改正が行われたところでございます。

また、地籍調査以外の測量成果を地籍調査の成果と同等のものとして地籍整備に活用出来ることが出来る仕組みとして、国土調査法第19条第5項指定制度がございますが、この指定に必要な作業を補助対象とする新たな補助制度も創設をされております。

このように、国におきましては、地籍調査の推進に向けた取り組みを進められているところで、当町といたしましてもその意義は十分認識しているところではございますが、少子高齢化等により住民サービスが拡大する傾向にある一方で、税収は減少傾向にある現在の状況におきまして、限られた人材の中で町行政を進めていく必要があると考えております。国庫補助等により財政的な負担はある程度軽減をされるというものの、財政面、あるいは人材面におきまして、長期的な取り組みとして地籍調査を実施することは、現時点ではなかなか難しい状況であると考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今、部長の答弁でも、これにつきましての有効性、重要性については認識されているということでお聞きしました。一方では、財政面、人材面においては、長期的な取り組みというところから、なかなか難しいのではないかとということであ

ります。

しかしながら、地籍調査が実施されていない場合、多くの弊害が考えられます。例えば、土地の境界が不明確なため、土地取引等におけるリスクの発生、また境界確認に時間等費用がかかる等々、土地の境界をめぐる隣人とのトラブルに発展する例は多数発生していることも事実でございます。

そこで、こういう問題から次の質問であります。今後の地籍調査の迅速な実施についてどのように進められていくのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 今後の地籍調査の実施についてということでございますが、先ほど申し上げましたように、地籍調査の実施につきましては、その有効性や重要性は十分に認識をさせていただいているものの、財政面や人材面におきまして、長期的な取り組みとして地籍調査を実施することは、現時点では難しいという状況でございます。

その一方で、法務省による不動産登記法第14条第1項地図作成作業といった事業がございます。これは、法務局に備えつけの公図の多くが明治初期の地租改正事業の記録を基礎としておりますことから、現地と相違している、いわゆる地籍混乱地などにつきまして、登記官が現地に直接入りまして地権者の立ち会いなどを行い、現在の測量技術により正確な地図を作成するというものでございます。

平成19年から平成21年の間、三郷町域におきましてこの作業が行われまして、地図の作成が完了しているという状況でございます。その隣接をいたします当町の区域で、この第14条第1項地図の作業が、今後、平成24年から平成26年までの間において地図の作成作業が実施をされるという予定になってございます。

本町といたしましては、限られた財源と人材の中で、町が実施主体となります地籍調査の実施は非常に困難な状況ではございますが、法務局と共に協議を行い、このような国の事業等に協力をしながら、少しずつではございますが、地籍混乱地の解消に向け引き続き取り組んでまいりたいと考えておりますので、何とぞご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 国においては、今回、改正に当たりまして、地籍調査の推進に向け、今まで懸案となっている市町村の財政の負担軽減もされておるということを聞いて



ております。この地籍調査の一連の行程を一括して、今回は、先ほども部長から答弁がありましたように、民間委託ということもございますので、この辺の考え方をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ご質問者がおっしゃっていただきましたように、今回の国土調査法の改正によりまして、民間への委託対象が拡大をされたと、調査、測量を行って、その結果を地図及び簿冊に作成するという一連の作業を一括して民間法人に委託出来ることとなっております。

地籍調査を受注出来る法人につきましては、国土調査の適正かつ確実な実施を確保するために、技術的な能力や公正な調査実施の確保などの要件が、国土交通省令で定められることとなっております。

市町村においては、地方自治法の規定により、要件に該当する法人の中から適切な委託先を選定し委託することとなっておりますが、国からの具体的な情報提供等は現在のところないのが状況でございます。

このように、民間法人への委託対象の拡大はございましたけれども、調査前の実施計画や作業規定の作成、国土調査指定のための届け出、調査実施の公示、調査後の成果の閲覧・修正や認証の申請、立ち入りなどの公権力の行使などにつきましては、これまでどおりやはり市町村において実施をしなければならないということになっております。

先ほどより申し上げますとおり、財政面、人材面におきまして地籍調査の実施はなかなか難しいと考えておりますけれども、市町村の人的な負担などが今回の法改正によりどの程度軽減をされることになったのか、調査実施団体の状況などを踏まえまして見てまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今回の改正によりまして、先ほど答弁がありましたように、少しは調査実施団体の状況等ちょっと調べていただきまして、これは人材面、また財政面でほんとに難しいところはありますけれども、やはり将来に向けてのまちづくりということから考えますと、やはり、今、調査し考えていくべきではないかなということと提案をさせていただきました。

次、5番目の質問に入ります。浸水対策についてでございますが、これも昨日同様の質問があって一定の答弁がされています。ご理解のほどよろしく申し上げます。

今年も相変わらず局地的豪雨により各地において浸水被害が報告をされております。県内においては、8月10日に局地的の強い雨が降って、県内5市1町、22棟で床下浸水などの被害が出ました。当町においては、毎年のように浸水が報告がされております。今回も、10日、27日の両日で27棟となり、同じような箇所被害が報告されております。町といたしまして浸水被害の対策について取り決めはされているものの、抜本的な対策は必要で、今回浸水対策計画をされていますが、具体的に優先される浸水地域から現状を把握し浸水被害を食いとめることが、待ったなしの状況となってきております。

そこで、以上の要旨を踏まえまして2点についてお伺いをいたします。

まず、①点目の町内各所の浸水状況についてであります。冒頭に申し上げましたように、繰り返されるこの床下浸水について、毎年同じ箇所でのどのような状況で浸水しているのか、この2日間の浸水被害を踏まえてお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご質問いただきました8月10日、27日の被害についてということでございますが、まず8月10日、火曜日でございます。当日は、降り始めから約3時間で総雨量が74.5ミリにも達する雨でございまして、そのときの被害であります。水路等の溢水によります家屋の床下浸水が、法隆寺南1丁目、並松でございますが、ここで3戸、法隆寺2丁目2戸、興留2丁目1戸、興留5丁目で5戸、興留7丁目で4戸の合計15戸でございました。また、当日は道路におきまして、三代川沿い県道天理斑鳩線の一部区間におきまして、午後7時39分から午後8時57分の間で通行どめを行った状況でございます。

次に、8月27日の金曜日でございますが、降り始めから午後6時までの約2時間余りで、総雨量が47.5ミリでございました。被害といたしましては、家屋の床下浸水が、興留3丁目で1戸、興留5丁目で3戸、興留7丁目で7戸、法隆寺南1丁目で1戸の合計12戸でございまして、やはり両日同じようなところで浸水被害が発生したという状況でございます。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 毎年、同じ箇所浸水をしているようには思います。何年も続いているわけですが、しかしもうこの状況から脱却して抜本的なやっぱり改革というのが必要になってきているかと思いますが、こういった状況について、現在までどの

ように取り組んでこられたのか、それをお伺いしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） これまでこのような浸水に対しましてどのような取り組みをしてきたかというご質問でございます。

浸水対策の現在までの取り組みでございますが、大和川総合治水対策事業といたしまして、ため池貯留事業や学校などのグラウンドを利用いたしました貯留事業に取り組んでまいったところでございます。近年の集中豪雨によりまして浸水を繰り返してきた地域におきましては、一定の水路改修やバイパス管の設置など部分的ではございますけれども、自治会、水利組合の方々との協議を行いながら対策を講じてまいったところであり、それぞれの地区におきましては、その対策に一定の効果があつたものと考えております。また、水路改修事業では、水系の変更や用地取得等の問題もございまして、効果的な浸水対策に至ってないところもございます。

また、当町の場合、雨水排水と農業用水が同じ施設を利用しているところが多くございまして、このような問題のある地域におきましては、現状では、土地改良区、地元水利組合の方々にご協力いただきまして、ゲート操作により浸水箇所への雨水流入の軽減を図るための対応を行っているところでございます。

町といたしましても、早急な対応が必要であると考えておりますので、現在も浸水地域の自治会とも、現地の状況を確認しながら被害防止対策について協議をさせていただいているところでございます。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 現在までに色んな対策等取り組んでいただいております。しかし、現に、今、浸水が、そういった形で毎年なっている状況におきましては、やはりその効果というか、実ってないのかなと思います。今後、今、答弁でありましたように、地元との協議、また現在の水路等、また排水地域等の事情がありますが、この辺を細かく具体的に精査しながら進めていただきたいと思います。

そこで、今後の実質的な浸水対策についてであります。浸水対策計画というものが進められている中、毎年、先ほど言いましたように、浸水箇所があります。まずは、私といたしましては、そういった箇所については優先的にその処置をしていただきたいと思います。対策を講じていただきたいと思います。と同時に、やはり浸水計画というのは、その部分、局所的な問題ではございません、全体的に流域の配分もございまして、また下流に流す流量の制

限もあります。そういったところから、やはり水を保留していく貯水という計画というか検討も必要にはなってくると思います。そういった多くの諸元がある中で、今後、やはり具体的に計画をしていくというのが大事になってくるかと思っています。今後の取り組みについてお伺いをいたします。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 今後の浸水対策についての取り組みということでございます。

当町といたしましても、現在まで、先ほど申しましたような浸水対策については種々取り組んできたところではございますが、近年のゲリラ豪雨と呼ばれる大雨や宅地開発の進展などによりまして、やはり浸水被害がふえております。このようなことから、浸水対策を計画的に進めるべく、昨年度には主に浸水の現状の課題を抽出するために雨水調査を実施をいたしましたところでございます。今年度におきましては、昨年の調査の結果をもとに、役場関係課によりまして、効果的な浸水対策計画につきまして、先ほど質問者もおっしゃっていただきました貯水といったところも含めて検討をしてみたいと考えております。計画では、特に最近被害が発生しております地域等につきましては、やはり重点的に優先的な対策も考えていくということも含めて検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今、部長の方から、浸水対策基本計画等検討をするということでありまして。今般の降雨の増大というんですか、その経緯の状況をよく踏まえながら、また現状の排水流域、排水能力を十分に把握した上で、その中で、現在浸水している箇所については検証し、実質的な浸水対策を進めるのが急務と考えますので、今後ぜひよろしく願いしておきまして、私の一般質問とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、11番、飯高議員の一般質問は終わりました。

続いて、4番、吉野議員の一般質問をお受けいたします。4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） 通告させていただいておりますとおり、人口減少時代のまちづくりはいかにあるべきかという質問をさせていただきます。主にここ1週間以内の最新の統計やアンケートの結果をもとにしてお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

国立社会保障人口問題研究所の「日本の将来推計人口調査」によりますと、2100年には、日本の人口は明治41年の人口に逆戻りし、現在の人口の3分の1になると想定しております。その原因は、出生率の低下にあり、またその理由としては、子育てにかかる経済的負担、子育てと仕事の両立の困難が大きいとっております。

そこで、まず①番の町独自の子育て支援についてお伺いしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 町独自の子育てについての取り組みでございます。

少子高齢化の急速な進行や核家族化による世帯構造の変化、地域コミュニティの希薄化や経済状況の悪化など、子どもとその家庭を取り巻く環境が大きく変化をする中、斑鳩町といたしましては、本町の未来を担う子どもたちが、心豊かに明るく健やかに育つまちづくりを進めていくため、平成22年3月に、「親と子の笑顔きらめく子育て応援のまちづくり」を計画のテーマといたしました斑鳩町次世代育成支援後期行動計画を策定いたしました。

この計画では、106の事業をもって計画を推進していくことを考えておりますが、このうち主な町独自の子育て支援策といたしましては、遺児福祉年金の支給、一日里親会の実施はもとより、つどいの広場事業、幼児2人同乗用自転車購入費の助成、双子クラブの実施をはじめ、福祉医療では、今年度から中学生までの医療費の無料化、母子保健での妊婦一般健康診査の15回の助成、またHibワクチン接種費用の助成、父子健康手帳の交付、助産師による新生児・妊婦訪問の実施など町独自の様々な施策を展開し、次世代を担う子どもたちが安心・安全に暮らせるまちづくりを進めてきているところでございます。

○議長（中西和夫君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） ありがとうございます。数々の支援対策が効を結んで、子育ては世界文化遺産のある奈良県の斑鳩町ということになって、全国的にも知られるようになっていきたいと思います。

子育て支援の重要な要素に、育児休暇のとりやすさがあると思います。核家族化が進んで、二親そろっていても大変な子育てを片親であったりすれば、親のストレスは大きなものになり、その延長線上に最近の悲惨な子ども虐待も起こると思われれます。

先月、全国の育児休暇に関する統計が発表されました。残念ながら、奈良県は全国レベルでも最低の低いレベルでございました。世間では、不景気も原因となって、育休切

りという首切りのターゲットにされている状況もあるようですけれども、役場の職員さん方の育児休暇の実態はいかがでしょうか、この点をお聞きしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 清水総務部長。

○総務部長（清水建也君） 先ほど質問者も紹介をいただいた数字と同じことになるかもわかりませんが、厚生労働省が平成21年度に行いました雇用均等基本調査という調査がございます。これによりますと、女性の育児休業取得率におきましては85.6%であることに対しまして、男性につきましては、前年から0.5%ふえたものの1.72%となっております。国全体の統計から見ましても、男性の育児休業の取得率は依然として低いという状況となっているということでございます。

このような中で、平成22年、本年6月30日には、育児休業等を取得しやすい環境の整備と男性の育児参加の促進等を図ることから、いわゆる育児休業法等関係法令の一部改正が行われまして、これに伴いまして関連する町条例等の一部改正を行ったところでございます。この条例の一部改正、この制度を利用いたしまして、早速当町役場の男性職員1名につきましては、育児休業を取得したところでございます。

以上のように、斑鳩町といたしましても、そうした一事業所として適切な対応を行っているところでございます。

○議長（中西和夫君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） ありがとうございます。奈良県下でも数少ない男性の育児休暇を取得した方が斑鳩町におられたということは、大変ありがたいことだと思います。今後、ますますふえて、男性の育児休暇取得は当然であるというふうになることを期待します。

また、育児に関するアンケートでは、子どもといる時間をふやしたいと、忙しくゆとりのない妻に手を貸したいという、いわゆるイケメンではなくてイクメンがふえているということですが、それを実行するとなると、最大のハードルは仕事であるということになります。古い世代の男性は、家庭と育児と親の介護は妻に任せっきりにして逃げていたと思いますが、これからは時間をやりくりして育児に参加する父親こそ仕事も出来るのだという、そのように評価される時代になればと思います。

さて、次に、共同通信が日本の主要企業110社に対して、人口減少に伴う労働人口の減少と女性の雇用の関係を調査し、先月の末、8月29日に発表しました。97%の企業は、女性の積極的活用は重要と答え、その理由として3つを挙げております。1つは、労働人口減少の中で不可欠、2番は男女平等の観点から、3つ目は顧客の多様なニ

ーズに対応と答えておりました。また、女性管理職をふやす意義については、半数以上の会社が、女性社員の士気向上、企業の士気が上がると答えておりましたが、実際に女性管理職はどのぐらいの人数が望ましいかということについては、企業の社員数の15%から18%ぐらいと答えております。しかし、現実にはその会社は、女性管理職の割合は5%以内、つまり100人のうち5人以下ということでありました。

そこで、男女雇用機会均等法と男女共同参画というような観点から、当町職員の男女比率、そして女性職員で管理職についている方は何名おられるか、お答え願いたいと思います。

○議長（中西和夫君） 清水総務部長。

○総務部長（清水建也君） まず、職員数から説明をさせていただきますが、平成22年、本年の8月31日現在、職員数は、町長、副町長、教育長を除きますと199名おります。そのうち、男性が112名、女性は87名でございます。男性の比率で申しますと約56%、職員全体の比率でいうと56%という形になってます。この199名のうち管理職は48名でございまして、そのうち女性の管理職員は7名となっております。

○議長（中西和夫君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） 結構な女性の管理職さんの方もおられるのだなあと思っております。

さきのアンケートで、女性管理職の少ない原因は何かと尋ねましたところ、妊娠、育児、介護、転勤が32%となっております。この議場の、いわゆる地方自治法121条にありましたように、理事者側の席に、現在、女性が一人もおられませんが、その理由というか、もしや心当たりのあるところはこのところだというようなことをお答え願いたいと思います。

○議長（中西和夫君） 清水総務部長。

○総務部長（清水建也君） 女性の管理職登用等についての考え方も含めまして説明させていただきますけれども、この管理職と申しますのは、政策の企画立案や適正な執行、また予算や組織、部下の統率などの管理業務、極めて重要な職務となっていることについては言うまでもないことでございます。このため、職員の勤務成績でありますとか勤務態度など、能力及び人格等を総合的に勘案して登用するべきものであるというふうに考えております。

町といたしましては、質問者もご存じのように、昨年度から人材育成を目的といたし

ました人事考課制度を試行的に導入をしているところをごさいます、これにつきましては、上司と職員との面談によりまして、職員に気づきを与えると同時に仕事に対する意欲を高めるということで、職場での行動や業務の改善を促すことが出来るものでございます。さらには、各種研修を行うことで、多様な人材の育成を図りまして、職員の資質向上に努めておりまして、男女を問わず意欲を持った有望な人材につきましては、積極的な登用を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） ありがとうございます。私は、企業と自治体の職員さんとは違うとは思いますが、私どもの斑鳩町の職員さん皆様優秀な方ばかりでございますので、そういう意味でも、自治体の職員こそ地域社会の見本となるべきではないかと思っております。

男女雇用均等法成立から今年が25年目となります。この25年という期間は、ちょうど小城町長の在任期間と重なっております。そろそろ、この均等法の成立された以降の世代が続々と管理職年齢に達しているはずでございます。小城町長は、男女共同参画にも非常に造詣が深いと伺っております。近い将来、この理事者側の席に、女性管理職が何名か座っておられるということをご期待してもよろしいのでしょうか。ちょっとその点をお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀君） 近い将来ということでございます。今現在の係長、課長補佐等々の人員配置等を見てまいりますと、近い将来そのようなことになってこようかと考えております。

○議長（中西和夫君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） 大変何か斑鳩町明るい将来がこの面からは見えてきたような気がいたします。

次に、④番の高齢化社会と町の取り組みということについて質問をいたします。当町でも、高齢の方々の人口に占める割合がだんだんと高くなってきております。高齢者そのものを障害の視点からとらえるという考え方もあります。

先日、琵琶湖のほとりで障害者ふれあいのつどいで、障害をお持ちの高齢者の方々と一緒に、温泉とか食事とか風景を楽しんでまいりました。その際、お風呂の床が温泉の泉質の関係か大変すべりやすくなっておりまして冷や冷やしておったんですけども、町の職員の方々が数名しっかりと入浴の介助をされて喜ばれておりました。事故もなく



無事出発地のiセンター前の町営駐車場に到着したときに、一様に職員の皆さん方、それから出迎えの職員の皆さんも、大変ほっと安堵をされた表情をされたことが記憶に残っております。やっぱりそれほど気を使って随行されておられるのだなあ思っております。

そのときに、保健センターの方からも何名かお付き添いがあられたと聞いております。その介護、介助をされる方々の中に男性の職員さんはおられましたでしょうか。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） この身体障害者ふれあいのつどいでの付き添いの男性の職員の介助は行っておりました。入浴の方につきましても、男性の入浴場につきまして職員の方も介助をしておりました。

○議長（中西和夫君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） なるほど、それでわかりました。入浴の介助の方々、大変上手になさっておられました。

男女共同参画という、そういった面から見ますと、これからもどんどんと斑鳩町の高齢者も対象にしたような、あるいは障害者を対象にしたような催し物もふえていくのではないかと思います。そういうときに、やはり、男女を問わず優れた方を採用されておられると思うんですけれども、例えば保育園とか幼稚園で男性の職員さんが活躍されている姿は、大変頼もしく、またいいことだなあと感じます。この、例えば保育園とか幼稚園とか、男性が少ない職種でございました。それから、看護師さんの職場も男性の職員さんが少ないという職場で、現在もそうかもしれません。今後、男性の方々も町の職員採用に際しては応募されて、そういう男性の少ない職種にも男性の職員さんがふえていくことを期待いたします。

大学の入試でもそうなんですけれども、教育学部はもちろんのこと工学部や法学部、医学部などはどんどんと女性の進出が大きくなりまして、逆転しているという状況もあるそうです。ですから、喜ばしい状況ではあるとは思いますが、男女の能力の差はないということがこれで証明されているのではないかと思います。

厚労省の発表によりますと、日本人の寿命はまたまた今年も世界一位でありまして、今後、3大疾患のがんと脳血管障害と心臓の疾患を克服すれば、日本の女性は93.4歳まで、男性は87.6歳まで平均寿命が伸びるということです。人生わずか50年とかいった時代はもう終わりまして、人生80年、90年の時代に今後はなっていくので

はないかと思っております。そういう観点からも、当斑鳩町の保健センターの重要性と、それから今後の活躍を期待させていただきます。

それと、もう一つ、私の所属する自治会もそうですが、最近空き家が大変多くなったように思います。防犯上からも何らかの対策が必要というような状況になっているのではないかと思います。高齢者がふえること、また高齢者が亡くなられて空き家になっていくという状況は、これからもどんどんと進行していくのではないかと思いますので、これについても一言付け加えさせていただきます。

以上で、人口減少時代のソフトの面のまちづくりについて質問させていただきました。

次に、ハード面と申しますか、ハード面と申しますと、斑鳩町では斑鳩バイパスが一番主な、現在のところインフラの整備だろうと思います。この斑鳩バイパスは、国道25号の渋滞緩和の有効な手段となり得るか、どうなのかという疑問についてお答えをお願いしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご質問いただきましたこのいかるがパークウェイの整備が国道25号の渋滞緩和に有効な手段となり得るかどうかということでございますが、平成17年に実施をされました道路交通センサスでは、国道25号の交通量は約2万8,000台、これ1日でございます、こういう結果が出ておまして、非常にやはり交通量が多い状態であるというところでございます、奈良県が抽出いたしました渋滞が著しい箇所原案というのが県内で54カ所ございまして、この54カ所の中にも当町の区間が含まれているという状況でございます。

そこで、議員がご質問の渋滞緩和に有効な手段となるかということでございますが、国道25号の将来交通量につきましては、平成11年度の道路交通センサスをベースといたしました交通量推計では、いかるがパークウェイが全線開通をしたものといたしまして、将来交通量が1万900台、これ、平成42年時点でございます、という結果が出ているということを経済交通省から聞かされているところでございます、こうした状況から、いかるがパークウェイの整備は、国道25号の渋滞緩和にとりましてとても有効なものであると考えております。

○議長（中西和夫君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） ありがとうございます。月間「世論調査」という世論調査専門の本がありまして、その本の2006年6月の、ちょっと古いんですが、古いところに今

回の質問の意味がありまして、多くの地方都市でバイパス道路を整備すると、完成直後は一時的に渋滞は解消されるが、その後誘発交通が発生し、すぐ渋滞が追いつくことになる。理由は、一時的に自動車の移動を円滑にしたことにより、多くの自動車がまたその自動車の移動を呼び起こして、渋滞がまたもとどおりになってしまう、あるいはもとどおり以上の渋滞が起こるということでもあります。

米国のコロラド州では、脱自動車の施策を積極的に推進している都市計画部長は、次のように言っております。道路を整備しても交通渋滞を解消することは出来ないということは、既に常識である。むしろ、道路に渋滞がないことの方が、インフラに過剰投資をしている証拠であり問題である。渋滞は解消出来ないということを理解し、ある程度の渋滞はプラスであるというふうに認めること、そういう時代になってきていると、こう言っております。

以上のことについて、何か反論あれば伺いますが、どうですか、いかがですか。

それでは、次に移らせていただきます。次は、斑鳩バイパスは災害時のライフラインになり得るか、という質問であります。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） さきのご質問、最後のところでございますけれども、当町では、国道に、先ほどのご質問の答弁にございましたように、非常に国道25号が渋滞しているという状況でございまして、この結果、町内の生活道路に多くの車両が進入して住民の日常生活に支障を来しているという状況でございます。こうしたことから、やはり道路整備は必要なものと考えております。

次のご質問をいただいておりますインフラとなり得るかということでございますけれども、現在、町内の広域な幹線道路といたしまして機能しておりますのは、国道25号唯一でございます。昨今、特に大規模な地震の発生等も指摘をされてございまして、こうした自然災害の発生時には、国道25号は緊急輸送路として、また防災空間として避難路や防火帯になるなど、災害時には様々な役割を担うことになるわけでございます。このことから、国道25号以外にももう1本、こうした同様の機能を担うことが出来る幹線道路がぜひとも必要であると考えてございまして、いかるがパークウェイが整備をされますと、さらにその機能向上にもつながりまして、災害に備えた安全で安心して暮らせるまちづくりにも寄与するものと考えております。

○議長（中西和夫君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） ありがとうございます。また、その今のお言葉に逆のことを言う、心苦しいような気持ちもあるんですけども、9月1日は防災の日でありまして、県でも行事はありました。それから、国でも大々的に行われまして、テレビで放映されておりました。

国の場合は、今世紀の半ばまでに、つまりここ30年の間に、東海、南海、東南海と3つの大地震が同時に起こる確率は60から70%あると、大変衝撃的な数字であります。今日でもあり得るわけでありまして。その際には、マグネチュードが7.9以上となり、死者の予測数は2万5,000人、全半壊の家屋数は5万5,000棟、道路をはじめインフラはすべて壊滅状態となり、物資の輸送あるいは被災者の助けなどは、すべてヘリコプターが主役となるのではないかという放送でありました。

世界各地の水害であり山崩れであり、そういう映像をテレビで見ていると、まず最初に橋梁の決壊、道路の決壊、これが映されてきます。そういうことを思いまして、私はやっぱりインフラとしての斑鳩バイパス、国道25号という道路に関しては、もしかしたら役目を果たさないようになるのではないかと。斑鳩町、奈良県は災害が少ない地域ではありますけども、次の大地震というのは、いわゆる日本の中央ラインといえますか、奈良県の中央あたりから和歌山県にかけて大きな被害が出ると予想されております。生駒山地にも、私ども住んでいる神南の大和川の近くにも一つの震災のラインが来ておりますので、大変気にしているところであります。

いつの議会でしたか、前々回ぐらいですか、私は今の斑鳩バイパスに沿ったところが、その線が斑鳩町のちょうど真ん中にあるわけです。かつて斑鳩中央道という名前も出ておりました。そこを災害地の一大ヤードとして、自衛隊なり県なり国なりのヘリコプターが自由に飛び下りたりして物資の集積地となれば、そういうふうな態勢も整えておけば、普段からの住民の安心のよりどころになるのではないかというような発言をしました。道路としてもそうですけども、こういうような使いみちもあるということも考えておいた方がいいのかなあと、この時代になると私はそう思っております。

次に、最後になります。⑦番目の斑鳩バイパスは地域商業施設等を活性化させることが出来るかという、これについて見解を伺いたいと思います。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） いかるがパークウェイは、元来まちづくりの根幹をなす道路計画ということでございまして、パークウェイの整備が進みまして、基盤整備が図

られることにより、パークウェイを利用する交通量が増加をしていくこととなります。そうなりますと、当然土地利用が促進をされるというふうを考えております。特に、にぎわいゾーンに位置づけをされております興留地区などにおきましては、沿道型の商業施設の立地も十分見込まれ、商業の活性化にもつながるものと考えております。

○議長（中西和夫君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） 興留地区といいますと、今、万代のあるあたりでしょうか、あのあたりが商業地域として活発になるということ、それもそうかなと私も思います。しかし、私どもの町・西部では、ジャスコが撤退して、次にまた出来るというようには聞いておりますけども、かなり不確実な要素もあるのではないかと私は思っております。ジャスコはどこへ行ったかといいますと、イオンモールとして遠くの方へ行ってしまいました。車を利用出来る人々はそちらの方へ吸い取られていったと思います。車を利用出来ない70歳以上とかの高齢者は、現在も買い物難民となったままであります。バイパスが出来れば、興留地区は確かにそういう活発になる可能性もありますけども、それ以上に私は、もっと遠い郡山とか橿原とかのイオンモールに吸収される率の方が高いのではないかと思います。

高齢化社会で必要なものは、道路ではなくて生活施設ではないかと思っております。地域のお店であり医院でありと、そういうことです。そういう意味でも、バイパスが出来たりして地域の商業施設、あるいはもっと小さい心休まるようなところがどんどんと衰退しますと、いよいよ高齢者にとっては暮らしにくいところになるのではないかなと危惧しております。

日本の都市計画は、ご存じのとおり、高度成長期に大枠が形成されました。斑鳩町でも、全く同様なことが言われます。ですから、人口増を前提としたものであります。ところが、総務省が発表しておりますように、現実の日本は、急激な人口減少時代にこれから突入していきます。100万人未満の県は、全国で8県あるそうです。この8月1日に和歌山県がその仲間入りをしました。近畿二府四県の中では、次は奈良県が最も、100万人割れになるのではないかと危惧されております。そんなことが起こるのかと思うんですけども、あっという間に和歌山県は減ってしまったそうです。和歌山と奈良、私も大変好きなどころではあるんですけども、厳しい人口減少の中にあるということは間違いありません。その中に我々の斑鳩町も所在しているわけです。そういう意味でバイパスに過大な期待をすることは、問題かなあと私は思っております。

脱自動車は、いまや先進国の常識となりまして、車は豊かさの象徴でもなく、若者は車を離れてしまうし、日本の家庭の単位の保有台数が、今年初めて減少に転じました。この状況は、先進国で必ず、家庭の車の台数の減少が先に出てくるそうです。

バイパスについては、先ほど私質問した結果としては、渋滞の解消、災害時の助け、まちの活性化と、これは必ず3点セットで、どこの、こういう工事の推進の方の条件としていつも出てくるものでありますけれども、国交省もそれは強調しないようになってきていると私は直感しております。

昨年の政権交代を受けて都市計画の見直しが始まって、人口減少時代のインフラについて国土交通省が報告書を出しております。その中でこういうことを言っております。

「限られた公共投資を費用対効果に応じて集中的に配分すべき」と、こういう文言があります。この文脈の中に、斑鳩バイパスの現在の状況があると私は思っております。岩瀬橋ちゃんと出来ております。私は、あの橋について、何かふびんな橋だなあといつも思いながらあそこを眺めて通ったりしておりますが、まちづくりは道づくりだという時代は、もしかしたら終わっているのではないかと思います。だれのための都市計画かよく見極めて、今こそ次の世代へバトンを渡す準備をしなければならない時代だと私は思っております。

以上で私の質問は終わりますが、何かございましたらどうぞ、発言。

○議長（中西和夫君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 吉野議員さんは、バイパスがいいのか悪いのか、ここまでなったらそういう途中でやめたらいいのじゃないかと。これは、当然、国としては、もうやるということを決めた以上は、やっぱりやると私は思います。政権がかわろうが何しようが、やはり町で買った、皆さん方の議会で承認をいただいた開発公社の土地を、やはり国は買い上げたんです。国が買い上げて、そして、今、出来てる部分からして、もう既にほっとくとかいうことよりも、私は逆に町民の方々が、もう将来的に、近い将来に地震が起こるであろうという一つの大きな提案をされているんです。

そうなりますと、私はやっぱり昭和60年当時、竜田大橋が崩落をしたということもございまして、そこが通行どめになりますと、25号線は遮断されます。そういうことも考えるならば、斑鳩町のやっぱり先人は、昭和42年に都市計画道路3線の計画を採択されているんです。これは、一つは法隆寺線、あるいは郡山斑鳩王寺線、これが今のいういかるがパークウェイでございまして。やはり、そういうことが、私が就任した

ときにも申し上げますように、都市計画道路の重みがありますよということをはっきり申し上げてるんです。それから、昭和61年から1年間かかって、賛成も反対も都市計画専門の委員も入れて1年間検討をしてまいった。一つの図録は出来たんです。それも皆さん方が評価されたんです。そして今日こういう経過をたどってきた。

いまさら、そういうこの道を途中でやめるとかやめないとかいうよりも、吉野議員さんも早く、もっと国が予算をつけてやっていこうというやっぱり姿勢にならなかつたら、斑鳩町どんどんどんどんとおくれていくんです。やはりそういうことも考えなかつたら、斑鳩町の生命、財産を守っていこうとしたら、やはり一つの大きな要素となろうと私は思っております。これからもひとつそういう点では、ご協力のほどお願いしたいと思っております。

○議長（中西和夫君） 以上で、4番、吉野議員の一般質問は終わりました。

これをもって予定をいたしておりました一般質問はすべて終了いたしました。

なお、6日は午前9時から予算決算常任委員会の開催を予定しておりますので、関係委員には定刻にご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

（午前10時33分 散会）